平成２４年（フ）第３２号
三重県名張市新町156番地
破産者　北村酒造合名会社
1　期日　平成25年２月７日午前11時20分
2　会議の目的　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日
平成24年12月19日
津地方裁判所伊賀支部破産係

平成２４年（フ）第４０号
三重県伊賀市桐ケ丘３丁目87番地、前住所三重県伊賀市生琉里3127番地の２
破産者　大西　由起
1　期日　平成25年２月６日午前10時
2　会議の目的　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日
平成24年12月19日
津地方裁判所伊賀支部破産係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２４年（フ）第７６号
山口県下松市大字笠戸島760番地１
破産者　株式会社ダイナコムテクニカ
異議申述期間　平成25年１月28日まで
平成24年12月25日　山口地方裁判所周南支部

平成２４年（フ）第４９号
神奈川県横浜市緑区長津田２丁目20番21号
破産者　有限会社原崎電機
異議申述期間　平成25年２月15日まで
平成24年12月20日
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２４年（フ）第５０号
北海道日高郡新ひだか町静内入船町９番地の２
破産者　原崎　博吉
異議申述期間　平成25年２月15日まで
平成24年12月20日
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２２年（フ）第２８２６号
福岡市中央区平尾２丁目16番２号
破産者　株式会社チヨダ
異議申述期間　平成25年２月20日まで
平成24年12月20日
福岡地方裁判所第４民事部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第１１２６８号
東京都台東区根岸１丁目１―30―803
破産者　權　　寧勳
免責意見申述期間　平成25年２月21日まで
平成24年12月21日
東京地方裁判所民事第20部

復権決定

平成２３年（フ）第６７２号
兵庫県尼崎市浜３丁目１番２号　前田ビル
破産者　佐藤　藍子
1　決定年月日　平成24年12月19日
2　主文　破産者は復権する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

特別清算終結

平成２４年（ヒ）第１３号
群馬県前橋市小相木町276番地１
清算株式会社　株式会社エフエスオート
代表清算人　植木　康夫
1　決定年月日　平成24年12月19日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
前橋地方裁判所民事部

平成２４年（ヒ）第２号
大分市金池町１丁目１番１号
清算株式会社　株式会社大分交通観光社
1　決定年月日　平成24年12月19日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
大分地方裁判所民事第１部

船主責任制限手続開始

次の船舶所有者等責任制限事件について、以下のとおり責任制限手続を開始した。申立人又は受益債務者に対する制限債権（物の損害に関する債権）を有する者は、その債権を６記載の届出期間内に届け出なければならない。

平成２４年（船）第１号
大分県豊後高田市見目５番地の２
申立人　有限会社天光商事
1　決定年月日　平成24年12月21日午前10時
2　主文　別紙１記載の船舶と別紙２記載の船舶に係る別紙３記載の事故から生じた物の損害に関する債権について責任制限手続を開始する。
3　供託された金銭　１億3368万9563円
4　管理人　大分市中島西３丁目２番26号　大分弁護士ビル５階　弁護士法人古庄総合法律事務所　弁護士　古庄　玄知
5　申立人及び知れている受益債務者の氏名又は名称並びにこれらの者と事故に係る船舶との関係
申立人　有限会社天光商事　別紙１記載の船舶の所有者
受益債務者　三股　　満　別紙１記載の船舶の船長
受益債務者　西田　伸二　別紙１記載の船舶の一等航海士
6　制限債権の届出期間　平成25年３月15日まで
7　制限債権の調査期日　平成25年５月10日午後２時　当庁第３号法廷
大分地方裁判所民事第２部

再生計画認可

平成２４年（再）第４号
名古屋市守山区松坂町90番地
再生債務者　オーアールエス株式会社
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成24年12月21日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（再）第４号
和歌山県橋本市東家１丁目２番24号、開始決定時の本店所在地大阪府堺市中区陶器北255番地１
再生債務者　株式会社宮内組
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に定める事由はない。
平成24年12月19日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（再）第１号
鳥取県鳥取市浜坂1318番地
再生債務者　鳥取振興開発株式会社
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成24年12月21日　　鳥取地方裁判所民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２４年（再イ）第１３１号
神戸市垂水区桃山台１丁目17番地　５―402号
再生債務者　鳥井　信一
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年１月16日まで
4　一般異議申述期間　平成25年１月23日から平成25年２月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２４年（再イ）第２４号
兵庫県加古川市東神吉町出河原905番地５
再生債務者　北辰　　力
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年１月16日まで
4　一般異議申述期間　平成25年１月30日から平成25年２月20日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（再イ）第７１号
兵庫県姫路市相野77番地１
再生債務者　新屋　幸弘
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年１月16日まで
4　一般異議申述期間　平成25年１月30日から平成25年２月20日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（再イ）第６号
北海道根室市西浜町３丁目205番地
再生債務者　高橋　　知
1　決定年月日時　平成24年12月20日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年１月17日まで
4　一般異議申述期間　平成25年１月31日から平成25年２月21日まで
釧路地方裁判所根室支部再生係